

# 令和7年度 改訂版 (R7.7.1)

## 国松緑丘小学校 災害時などの対応措置について

学校は災害時の対応について、児童の安全確保を第一に、市教育委員会の了承を得て下記の通り速やかに対応してまいりたいと存じますので、ご理解・ご協力をお願いします。

このプリントにつきましては、ご家庭で見やすい場所に掲示いただき、活用していただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 「寝屋川市」または「東部大阪」に特別警報または暴風警報が発令された時

① 午前7時現在で <b>発令</b> されている場合	登校は見合わせ、 <b>自宅待機</b> させてください。
② 午前9時現在で <b>続けて発令</b> されている場合	<b>臨時休業</b> となります。
③ 午前9時までに <b>解除</b> された場合	午前10時から、 <b>始業</b> といたします。 ※給食は実施せず、 <b>12時下校</b> となります。
④ <b>在校中に特別警報</b> または <b>暴風警報が発令</b> された場合	<b>保護者への引き渡しによる緊急下校措置</b> をとります。 ※学校からの連絡がなくても迎えに来てください。

#### 2. **大雨警報・洪水警報・大雪警報が発令された時** **(特別警報・暴風警報以外の場合)**

**通常授業**となります。

ただし、自宅周辺の状況により、保護者の判断で**登校を見合わせる場合**、その旨を学校に連絡していただくようお願いいたします。

また、**雷等の災害で学校における安全が確保できない場合**、「さくら連絡網」により情報を配信します。

状況によってはオンライン授業を実施する場合もございます。

なお、被害の状況や程度によっては、学校からの連絡ができない場合も想定されます。その際にはニュース等で情報を把握していただき、ご家庭で対応していただきますようお願いいたします。

### 3. 「寝屋川市」に地震が発生した時

	震度 4 以下の場合	震度 5 弱以上の場合
① 登校前	<b>平常授業</b> 但し、被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もあります。	<b>臨時休業</b> となります。
② 登下校中	<b>平常授業</b> 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ平常授業となります。	<b>臨時休業</b> となります。 安全な所に一時避難し、揺れがおさまった後、原則学校に避難します。
③ 在校時	<b>平常授業</b> 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ平常授業とします。 ただし、被害状況によっては、必要に応じ、緊急下校となります。	<b>臨時休業</b> となります。 <b>保護者への引き渡しによる緊急下校措置</b> をとります。  学校からの連絡がなくても迎えに来てください。

### 4. 在校時に災害や緊急事件が発生した時

在校時に特別警報・暴風警報が発令された場合と同様に、災害や緊急事件が発生した場合には、その時の状況に応じて『**保護者への引き渡しによる緊急下校措置**』、または『**学校待機措置**』のいずれかを速やかに決定し情報を配信します。

※「さくら連絡網」か「メールねやがわ」の「校区情報」もしくは、アプリ「もっと寝屋川」の「お知らせ」のいずれかにより、情報を配信します。

※校区情報メールにつきましては回線状況により配信および受信に時間がかかる場合があります。

1. 在校時に、震度5弱以上の地震が発生した場合や「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、『**保護者への引き渡しによる緊急下校措置**』となりますので、【引取者登録情報】に記載された方は、速やかに学校までお迎えをよろしくお願いいたします。
2. 緊急時についての対応は、普段からご家庭でお子さまとよく話し合いお子さまに理解させておいていただくようよろしくお願いいたします。